

令和6年12月2日からのマイナ保険証への移行について

令和6年12月2日以降、組合証・被扶養者証(以下「組合員証等」という。)の交付は終了し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しています。今後の取扱いは次のとおりです。



タンキちゃん

交付済の組合証等の有効期限について

交付済の組合員証又は被扶養者証は、**令和7年12月1日まで最大1年間有効**になります

ただし、令和7年12月1日より前に資格を喪失した場合は、以降は使用できません。(資格喪失時に回収します。)

「資格確認書」の交付について

令和6年12月2日以降の新たな組合員・被扶養者(以下「加入者」といいます。)等で、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等には、組合員証等に代えて、ハガキ形の「資格確認書」を交付します。

「資格確認書」を医療機関に提示することで、従来どおり保険診療を受けることができます。

令和6年12月以降に加入者の資格を取得する方	資格取得届等によるご本人からの申請に基づき交付します。
令和6年12月以前の加入者	令和7年12月までに交付します。(申請不要)

「資格情報のお知らせ」の交付について

ご自身の被保険者情報(記号・番号・枝番・保険者の名称等)を把握していただくため、次の方に「資格情報のお知らせ」を交付します。

「資格情報のお知らせ」のみで医療機関を受診することはできません。

令和6年12月以降に加入者の資格を取得する方	被保険者情報のデータ登録が完了後、交付します(申請不要)。
70歳以上の方で、自己負担の割合が変更になった方	

◎被保険者情報のデータ登録が完了するまでは、マイナ保険証は利用できません。

◎新規加入後、初めてマイナ保険証を利用する場合は、事前にマイナポータルにより新たな被保険者情報が登録されていることを御確認ください。

◎マイナンバーカードを保険証として利用するためには、保険証利用登録が必要です。

組合員証等、資格確認書、資格情報のお知らせに関するQ&A



■組合員証等関係

<p>Q1 令和6年 12 月以降、氏名に変更があった場合や組合員証等を紛失した場合等に、組合員証等を再発行してもらえますか？</p>	<p>A1 組合員証は再交付できませんので、マイナ保険証をご利用ください。 マイナ保険証を利用できない方は、氏名変更の場合は記載事項変更申請により、紛失等の場合は資格確認書の交付申請により、資格確認書を交付します。</p>
--	--

■資格確認書関係

<p>Q2 マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書をもっておきたいので、交付してもらえますか？</p>	<p>A2 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない状況にある場合に交付するものです。 マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情のない場合は、交付できません。</p>
<p>Q3 子どもが修学旅行に参加する際にマイナ保険証を持たせることが心配です。資格確認書を交付してもらえますか？</p> 	<p>A3 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない状況にある場合に交付するものですので、交付できません。 修学旅行等の学校行事に参加する際には、<u>マイナポータルに表示される被保険者情報のPDF ファイルを印刷したものや資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関に提示してください。</u></p>

■資格情報のお知らせ関係

<p>Q4 資格情報のお知らせを破損・紛失した場合は再交付してもらえますか？</p>	<p>A4 交付申請書により再交付できますが、マイナポータルにより被保険者情報を確認できる場合は、マイナポータルをご利用ください。</p>
---	--